

## 『篆隸萬象名義』小篆研究

大柴 清圓

### はじめに

『篆隸萬象名義』（『萬象名義』と略す）の唯一の伝本である高山寺本には、小篆・古文・籀文、そしてこれらの隸定字とその変化した俗字などの様々な字体・字形の文字が存在する。『萬象名義』を校訂するためには、その前提条件としてこれらの種々の文字を正確に把握し、正字と誤字の識別をしなければならない。俗字に関して、筆者は既に報告した<sup>1</sup>。本稿は小篆に関する分析を行いたい。

筆者の統計に依れば、『萬象名義』には合計して1013字の小篆（その内4字は重複）が存在する。『萬象名義』所収のこれらの小篆と主に現在最も普及している徐鉉校訂の『説文解字』（大徐本）の小篆を比較するに、両者の異同は凡そ以下の五種に分類することができる。

- (1) 『萬象名義』と大徐本の字体（偏旁）が等しいもの。
- (2) 『萬象名義』と大徐本の字体は等しいが、懸針体の有無の相違が見られるもの。
- (3) 『萬象名義』と大徐本の字体は等しいが、偏旁の位置が異なるもの。
- (4) 『萬象名義』の小篆で、大徐本に収めないもの。
- (5) 『萬象名義』小篆の偏旁が大徐本の偏旁と異なるもの。

本稿は、主に『萬象名義』と大徐本並びに徐鉉校訂の『説文解字』（小徐本）の間で偏旁の構造が異なる（5）の小篆、並びにその隸定字に関して分析を行いたい<sup>2</sup>。

本論文は筆者の博士学位論文「『篆隸萬象名義』文字研究」（中国国立中山大学、2006）の一章を抜粋して和訳し、増補・改変を施したものである。

### 1 『萬象名義』と大徐本の間で構造が異なる小篆

#### 1.1 秦文字系統と字体が一致する小篆

『萬象名義』の小篆が睡虎地や『詛楚文』などの秦隸と字体を同じくするものは、およそ以下の如くである。小篆は始皇帝が中国を統一した後に、丞相李斯が秦文字の大篆を簡略化して作られた文字とされている故、秦隸に由来すると考えられる以下の小篆の字体が、許慎の原本『説文』の小篆の原型である可能性が指摘される。

1.1.1 「申」字<sup>3</sup>

萬象	峿台	天發	李千	文体	小徐	大徐	夢千	萬象	小徐	大徐	袁安	碧落	文字
神	𠂔	𠂔	𠂔	福	神	禡	禡	𠂔	呻	呻	呻	𠂔	𠂔
神	伸	神	神	神	神	神	神	呻	呻	呻	申	申	電

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「申」字に従う小篆は「神」(1.17 オ)・「呻」(2.14 ウ)の二字である。『萬象名義』と小徐本の当該小篆は「申」旁を「申」形に従う。一方、唐代の小篆である『峿台銘』懸針篆の「神」字、『古今篆隸文体』署書の「神」字、李陽冰『千字文』の「神」字は同様であり（ただし署書の「申」旁は誤写）、大徐本もこれに準ずる「𠂔」形とする。

しかし、睡虎地の「神」字は神（日甲 133 背）や𠂔（日甲 3）に作る（『睡虎地』：2）。また『樊陽令楊軍碑』の「神」字は𠂔に、『華山廟碑』の「神」字は神に（『隸辨』：31）、『司徒袁安碑』の「申」は𠂔に、及び『天發神讖碑』の「神」字は神に作る。すなわち、『萬象名義』の「申」形は秦隸・漢隸に由来することが知られる。また「呻」字に関しては『萬象名義』及び両徐本は共に「申」形に作る。ここから、唐写本『説文』の「申」旁に従う字は皆、「申」形であったと思われる。

## 1.1.2 「大」字

萬象	泰山	三体	李千	李三	小徐	大徐	夢千	泰山	朔寧	袁安	天發	大晋	碧落	峿台
𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	天	天	天	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
天	天	天	天	天	天	天	天	大	大	大	大	大	大	大
萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	西海	峿台	萬象	小徐	大徐	泰山	李千	文字	夢千
𠂔	𠂔	𠂔	椅	椅	椅	騎	奇	咽	咽	咽	因	因	因	因
畸	畸	畸	椅	椅	椅	騎	奇	咽	咽	咽	因	因	因	因

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「大」字に従う小篆は「天」(1.16 オ)・「畸」(1.39 オ)・「咽」(2.8 ウ)・「椅」(4.3 ウ)の四字である。「大」字の小篆は、「大」形と「𠂔」形の二種に大別される。上の表において、「𠂔」形に従うものは、『萬象名義』の「天」・「畸」・「椅」・「咽」、李斯『泰山刻石』の「天」並びに「大」、『西海羌騎司馬』の「騎」、『朔寧王太后璽』の「大」、『三體石經』の「天」、『司徒袁安碑』の「大」、『天發神讖碑』の「大」、『大晋元康』の「大」、『碧落碑』の「大」、瞿令問『峿台銘』の「大」、李陽冰『千字文』及び『古今文字讚』垂露篆の「因」であり、「大」形に従うものは、李陽冰『篆書千字文』の「因」並びに『三墳記』の「天」、夢英『篆書千字文』の「因」字、両徐本の「畸」・「椅」・「咽」である。

「大」形に従う「大」字に関して、睡虎地（日甲 145 背）に天（天）があり、『北海相景君銘』の天（天）が見られる（『隸辨』：43）。一方、「𠂔」形に准ずる「大」字に関して、睡虎地（為 11）の「畸」字が𠂔に作り（『睡虎地』：203）、『古老子』の「大」字が𠂔に作り（『古文四声韻』：4.12a）、そして『古孝經』の「天」字が𠂔に作る（『古文四声韻』：2.2b）。また

漢隸においては、『魏受禪表』の奇・『孫叔敖碑』の奇などがあり、顧藪吉氏は「按『説文』奇字從大徙可。丂、籀文<sup>4</sup>大也。諸碑變作奇。」と云う（『隸辨』：9）。しかし上述のように、睡虎地に既に「丂」形が見られる。

総じて言えば、唐代より早い李斯と『三体石經』の字が「丂」形としている。また咸亨元年（670）建立の『碧落碑』、大曆二年（767）に刻された『峿台銘』、『萬象名義』すなわち唐写本『説文』の初唐から中唐の時期に位置する三者が共に「丂」形に作っており、また徳宗（742-805）の時（在位 779-805）に成書したと考えられる『古今文字讚』の垂露篆の「因」も「丂」形に従う。そして注目すべきは、八世紀の人物と考えられる李陽冰の『千字文』の中において、「天」字は「丂」形に作るが、「因」は「大」形としていることである。すなわち、李氏はこの両者を使い分けていると考えられる。一方、両徐本は「大」形に従う「𠙴」と「丂」形に従う「𠂔」を別の部首とするが、「大」字以外の「天」・「崎」・「椅」・「咽」・「因」に関してはみな「大」形に作っている。

以上から、「大」字以外の「大」旁としても𠂔（丂）形に従っている小篆の方が古い形態を残していると考えられる。また『萬象名義』は隸定字においても、𠂔（琦 1.24 ウ）、𠂔（1.39 オ）、𠂔（1.53 オ）、𠂔（1.86 ウ）、𠂔（2.24 ウ）等のように、皆「奇」字の上部の「大」旁を「丂」形として「奇」に作る。

### 1.1.3 「叕」字

萬象	小徐	大徐												
𠂔	無	無	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜	啜

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「叕」字に従う小篆は「啜」（1.20 オ）・「啜」（1.38 ウ）・「啜」（2.9 ウ）・「啜」（2.10 オ）・「啜」（4.3 オ）の五字である。

『萬象名義』の五字の小篆は、「叕」旁の四つの「又」形を各々独立させて繋がっていないのに対して、両徐本の「叕」旁は四つの「又」形が孤立せずに連接している。

睡虎地（日乙 145）の「叕」字は𠂔に作り（『睡虎地』：215）、『史晨奏銘』の「綴」字も𠂔に作る（『隸辨』：134）。両字の「叕」旁は共に『萬象名義』と同じく四つの「又」形がそれぞれ分離している。

### 1.1.4 「朝」字

萬象	小徐	大徐	西嶽	李千	李三	小徐	大徐	夢千
嘲	無	嘲	廟	斬	𠂔	𠂔	𠂔	𠂔
嘲	嘲	嘲	廟	朝	朝	朝	朝	朝

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「朝」字に従う小篆は「嘲」（2.13 オ）の一字である。「嘲」は、大徐本の口部に新附として加えられているが、小徐本には収めない。

「嘲」の小篆に関して、『萬象名義』は「舟」旁の上に二画が見られない。また睡虎地（日

甲 159) の「朝」字は<sup>朝</sup>に作り (『睡虎地』: 104)、漢『西嶽華山廟碑』の「廟」字は<sup>廟</sup>、『度尚碑』の「朝」字は<sup>朝</sup>、『北海相景君銘』の「朝」字は<sup>朝</sup>に作る (『隸辨』: 49)。これらはいずれも「舟」旁の上部に二画を有さず、『萬象名義』の「嘲」字と一致する。

一方、大徐本と夢英『千字文』は、「舟」旁の上に二画を有する。この字体は金文の『屬羌鐘』にすでに見られ、『説文』の部首である「𦩇」部における右旁の二画に相当する。李陽冰『千字文』の<sup>𦩇</sup>はこの部分を記し、また同じく李氏『三墳記』の「朝」字にも確認できる。おそらく両徐本の「朝」字は李氏の影響を受けたものと考えられる。

### 1.1.5 「斎」字

萬象	小徐	大徐
斎	斎	斎

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、<sup>斎</sup> (斎 1.17 才) が見られる。当該小篆において、「示」旁の上部に横二画が見られる。この横二画は両徐本の篆には見られないが、戦国・秦『詛楚文』に<sup>斎</sup> (斎) 字があり (『戦国文字編』: 6)、『萬象名義』と同じく横二画が覗える。故に『萬象名義』の当該小篆は秦文字の系統を引き継ぐ古い字体を留めていることが知られる。

### 1.1.6 「齊」字

萬象	小徐	大徐	三体
齊	齊	齊	齊

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、<sup>齊</sup> (齊 2.9 ウ) が見られる。当該小篆は「齊」旁の上部に二画が足されている。「齊」字に関して、睡虎地に<sup>齊</sup> (封 66) があり (『睡虎地』: 107)、『桐柏廟碑』に<sup>齊</sup> がある (『隸辨』: 24)。『萬象名義』の「齊」字の上部に二画は、これらの秦隸と漢隸の上部の誤写と考えられる。

### 1.1.7 「音」字

萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	校尉	李千	李三	文字	夢千	萬象	小徐	大徐
璋	璋	璋	璋	璋	璋	璋	璋	璋	璋	璋	璋	璋	璋
璋	璋	璋	璋	璋	璋	章	章	章	章	章	境	境	境
萬象	小徐	大徐	萬象	小徐									
暗	暗	暗	暗	暗	暗	暗	暗	暗	暗	暗	暗	暗	暗

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「音」形に従うものは「璋」(1.23 才)・「境」(1.27 ウ)・「璋」(1.33 ウ)・「境」(1.34 才)・「暗」(2.9 才)・「噫」(2.10 才)・「職」(2.6 才)・

「橿」(4.3才)の八字である。大徐本において「章」字は「従音従十」、「竟」字は「従音従人」、「意」字は「従音従心」と云い、三字ともに「音」に従う。『萬象名義』の「音」旁は上部を「立」形に従うが、大徐本は字形を異にする。睡虎地の「音」字は<sup>音</sup>(封54)に作り(『睡虎地』:36)、また『駟氏鏡銘』の「竟」字は<sup>竟</sup>となり(『隸辨』:153)、共に『萬象名義』の小篆と字体が一致する。

また李陽冰『千字文』の「章」字は<sup>章</sup>に作り、この小篆は中央に縦一画が貫かれて「章」形となっている。『萬象名義』の隸変字において、この「章」形に従うものは、<sup>鄧</sup>(鄧1.47才)・<sup>彰</sup>(彰2.25ウ)・<sup>轔</sup>(轔3.52才)・<sup>轔</sup>(轔4.47才)・<sup>章</sup>(章4.47才)・<sup>聲</sup>(聲6.51才)・<sup>聲</sup>(聲6.184ウ)などがある。「章」形の「章」字は金文に既に見られ、睡虎地(為25)の<sup>章</sup>(『睡虎地』:37)、『古老字』の<sup>章</sup>(『古文四声韻』:2.14a)、漢印の『校尉之印章』の<sup>章</sup>、『碧落碑』の<sup>章</sup>などに観える。また、『武榮碑』の<sup>章</sup>(章)、『校官碑』の<sup>章</sup>(彰)、『費鳳別碑』の<sup>鄧</sup>(鄧)にも見られ(『隸辨』:57)、『老子道經』の<sup>章</sup>(章)とも等しい(『敦煌俗字典』:542)。

### 1.1.8 「言」字

萬象	小徐	大徐													
萬象	小徐	大徐	萬象	西嶽	小徐	大徐	泰山	詔銘	袁安	天發	肅宗				
諫	諫	諫	諫	嶽	嶽	嶽	嶽	言	諸	謁	識	誌			

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において「言」旁を含むものは、「璵」(1.26ウ)・「瑞」(1.26ウ)・「瞻」(2.5才)・「詮」(2.14ウ)・「唁」(2.15才)・「諫」(2.16才)・「嶽」(6.1才)の七字である。「言」旁の構造について、『萬象名義』と大徐本の間に異同が見られる。睡虎地(封91)の「言」字は<sup>言</sup>に作り(『睡虎地』:30)、『萬象名義』と一致する。一方、『老子銘』の「言」字は<sup>言</sup>に作り(『隸辨』:37)、漢隸の段階で既に「言」形に変化していることが知られる。この「言」形は「音」形の中間の二画が繋がって「一」形に簡略化した俗字である。大徐本のように縦に一画のある「言」字は『伯矩簋』や『中山王壺』などの金文に由来し、李斯の『泰山刻石』や『秦二十六年詔銘』に見られる。『萬象名義』の「言」字は睡虎地と同系列と考えられるが、同じ秦文字の系統であるはずの李斯の「言」字の構造が睡虎地と異なっている故、原本『説文』がどちらの字体を用いたのか確定し難い。

### 1.1.9 「童」字

萬象	李千	夢千	小徐	大徐
童	鍾	鐘	童	童

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において「童」に従うものは、（瞳 1.39 ウ）の一字である。睡虎地（雜 32）の「童」字はに作り（『睡虎地』：37）、『婁壽碑』の「童」字はに作る（『隸辨』：1）。大徐本「童」項は「従辛、重省聲」と云う。故に『萬象名義』のが右旁中央を「日」形に従うのは誤りであり、「辛」旁の縦一画によって貫かれるべきであろう。また『萬象名義』の右旁下部については、「土」旁と左右の懸針体の二画が誤って「田」形となったものである。これらの誤りを正せば、『萬象名義』と睡虎地の「童」字は同一構造となる。

### 1.1.10 「亲」字

萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐
					
親	親	親	亲	亲	亲

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「亲」字に従う小篆は「親」（2.3 ウ）・「亲」（4.2 才）の二字である。「亲」旁の構造について、睡虎地『為 24』の「親」字はに作り（『睡虎地』：139）、『北海相景君銘』の「親」字はに作る（『隸辨』：31）。『萬象名義』の「立」形に関しては、上述の「音」字・「言」字・「童」字及び「辛」字の如く、睡虎地と同一の字体である。

また、『萬象名義』並びに両徐本の「親」字の小篆は、「木」旁の上部に横一画を加える。この字形は『婁壽碑』のに見られる（『隸辨』：31）。現行の『說文』は「亲」字を載せず、（亲）字のみ収める。この字体は『萬象名義』並びに両徐本の「亲」旁と同一であり、かつ『萬象名義』木部の「亲」（zhēn）字に等しい。

現行の大徐本によれば、「親」字は「従木亲声」であり、その「亲」字は「従木辛声」であり、また「辛」字は「従一従辛」とある。しかし「辛」について、金文においてすでに「辛」形と「辛」形の両者が見られる。例えば前者に『申鼎』があり、後者に『司母辛鼎』・『父辛盃』などがある。故に「辛」形と「辛」形の相違は後漢以降の隸変によるのではなく、金文から始まる別系統の字体と考えられる。『萬象名義』と両徐本の「親」・「亲」の小篆及び隸定字の「亲」は「辛」形の系統であり、「親」字は「辛」形の系統と考えられる。

### 1.1.11 「其」字

萬象	小徐	大徐	泰山	李三	萬象	小徐	大徐
							
祺	祺	祺	斯	斯	璵	璵	璵
泰山	袁敞	三体	琅琊	碧落	碧落	峿台	李縉
							
其	其	其	其	其	其	其	其

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、（璵 1.24 才）が見られる。『萬象名義』の

小篆の右旁は二手に従うが、大徐本はそれが変化して「丌」形となっている。大徐本に「其」項はなく、「箕」項に「𠂔（𠂔）、古文箕省。𠂔（𠂔）、亦古文箕。𠂔（𠂔）、亦古文箕。（後略）」とある。上部を𠂔に作るものに『泰山刻石』の𠂔、『司徒袁敞碑』の𠂔、『碧落碑』の𠂔『古今文字讚』倒垂篆の𠂔などがあり、また『林罕集』の「其」字は𠂔に、『古孝經』は𠂔に作る（『古文四声韻』：1.19b）。これらの文字と両徐本を比較するに、前者がよく一致する。

また、『為18』の「箕」字は𠂔に作り（『睡虎地』：68）、上部は「甘」形に従い、内側は交叉せず、下部は既に「丌」形に変化している。𠂔の上部の「甘」形は『萬象名義』の𠂔と基本的に一致し、故にこの字体は秦隸に由来すると考えられる。またその下部は二手に従い、これは大徐本の𠂔（𠂔）と一致し、古文に由来すると考えられる。

一方、『萬象名義』高山寺本には後漢以降に成立したと考えられる「其」形に従う禕（祺1.17ウ）がある。この「丌」形に従う字は、上述の如く睡虎地の𠂔に既に見られ、李斯の『泰山刻石』や『琅琊台刻石』にも引き継がれている。また『孔宙碑』の「祺」字は禕に作り（『隸辨』：15）、上部の「甘」形は「甘」に変化する。これは複雑化した俗字である。『萬象名義』の小篆の「祺」は、隸変字の構造である「其」形に従うが、後起の小篆と見るよりも、今は『睡虎地』の字形の誤写と考える。

また大徐本の「其」形は李陽冰『緒雲縣城隍神記』の「其」字と同一であり、おそらく李陽冰の『説文』の影響を受けたと考えられる。しかし李氏は『千字文』においては秦隸と全同の𠂔（其）を記しており、李氏がこの字体の「其」を用いたということは、先行する口部系統の唐写本『説文』すなわち『萬象名義』の「其」の小篆がこの構造であったことを示唆している。ここからも『萬象名義』の禕（祺）の右旁は、元來は「其」形であったと考えられる。

### 1.1.12 「型」字

萬象	小徐	大徐
𠂔	𠂔	𠂔
型	型	型

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「型」字に従う小篆は「型」（1.31ウ）の一字である。『萬象名義』の当該小篆は「井」旁の中に一点を加えて「井」形とする。小徐本の「型」字も『萬象名義』と同様に井であり、一点が見られる。この一点は金文の『克鼎』に既に見られる。秦隸の「井」字においては、𢃊（日乙16）・𢃋（日甲49）が見られる（『睡虎地』：74）。また『天井道碑』の「井」字は井に作り、『史晨後碑』の「井」字は井に作る（『隸辨』：113）。従って、秦隸及び漢隸の段階ですでに「井」形と「井」形の両者が存在することが知られる。また『郭店』（老甲16）の「型」字は𢃊に作り（『戦国文字編』：885）、他の戦国文字に見られる「型」字も皆「井」形に従う。『隸辨』の中に「型」字は見出だせず、その字体を確認できない。『萬象名義』と小徐本が「井」形で一致し、大徐本が「井」形であることから、「井」形の方が『説文』において、より古い字体を保持していると考え

られる。

### 1.1.13 「辛」字

萬象	小徐	大徐												
𡇔	無	無	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔	𡇔
𡇔	𡇔	𡇔	壁	壁	壁	睭	睭	睭	善	善	善	𠂔	𠂔	𠂔
萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	陽華					
梓	梓	梓	梓	梓	梓	槩	槩	槩	槩	槩	槩	闢	闢	闢
梓	梓	梓	梓	梓	梓	槩	槩	槩	槩	槩	槩	闢	闢	闢

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において「辛」旁を含むものは、「𡇔」(1.29 ウ)・「壁」(1.30 オ)・「睭」(2.6 ウ)・「善」(2.13 ウ)・「𠂔」(3.70 ウ)・「𠂔」(4.4 オ)・「槩」(4.4 オ)・「槩」(4.6 オ)の八字である。「辛」旁の構造に関して、『萬象名義』と大徐本には異同が見られる。睡虎地(日乙 110)の「辛」字は𡇔に作り(『睡虎地』: 218)、『萬象名義』の字体はこれと一致する。一方、『孔龢碑』の「辛」字は𡇔に作り(『隸辨』: 30)、既に横一画が増えた俗字と為っている。

### 1.2 古文・『碧落碑』などの楚文字と字体が一致する小篆

#### 1.2.1 「皇」字

萬象	泰山	詔銘	袁安	李千	文字	夢千	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐
皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	瑩	瑩	瑩	煌	煌	煌
皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	瑩	瑩	瑩	煌	煌	煌

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「皇」字に従う小篆は「皇」(1.21 ウ)・「瑩」(1.26 オ)・「煌」(1.35 オ)の三字である。「皇」字は上部を「自」形に作るものと、「白」形に従うものの二種が存在する。

『萬象名義』の「皇」字と同じく「白」形に従う「皇」字について、金文の『同壺』の「自」字が「白」形に従う(『金文編』: 244)。故に「皇」形は金文の時に既に存在する。また、馬王堆(易 028)は皇に作り(『馬王堆簡帛文字編』: 10)、秦代の『泰山刻石』・『秦二十籠年詔銘』及び後漢の『司徒袁安碑』もみな上部を「白」形に作る。また『韓勅碑』の「皇」字も皇に作り(『隸辨』: 61)、「白」形に従う。顧藪吉氏は「按『說文』作皇從自。『薛尚功鍾鼎彝器款識法帖』・『盡和鍾銘』朕皇考受天命。『秦權銘』皇帝盡兼并天下、皇皆從白。秦『嶧山碑』皇帝字、亦從白。白與自同、非黑白之白。『韻會』云今文省作皇、非也。」と云う(『隸辨』: 61)。上に見るように秦隸の時には既にはすでに「白」形に従う「皇」字と、「自」形に従う「皇」とが併存しているゆえ、顧氏の説は正しい。また『嶧山碑』にはないが、同じく李斯書の『泰山刻石』も「白」形に従う。

一方、「自」形に従う「皇」字について、睡虎地(日甲 101)は皇に作り(『睡虎地』: 4)、上部を「自」形に従う。また小徐本と大徐本「皇」の小篆は「皇」であり、「自」形に従う。

また大徐本の「白」項は「此亦自字也」と説解しており、許慎の頃にも両者が存在していたと考えられる。また、唐・徳宗の時に成書したと考えられる『古今文字讃』芝英篆（四天王寺大学恩頼堂文庫本）に「皇」字があり、「自」形に従っている<sup>5</sup>。

夢英『篆書千字文碑』は乾徳三年（965）の建立であり、大徐本が成書した雍熙三年（986）よりも早い。その『篆書千字文碑』の小篆「皇」は図の如く「白」形を作る。ここから、唐宋の時にも「皇」と「皇」のそれぞれの系統があったと思われる。結局、「自」形に従う「皇」字は両徐本と『古今文字讃』のみであるゆえ、『説文』において「自」形に従う小篆となつたのは、おそらくは小徐本の時であろう。

### 1.2.2 「哉」字

萬象	李千	夢千	小徐	大徐
哉	哉	哉	哉	哉

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「哉」字に従う小篆は<sup>6</sup>（2.11 ウ）の一字である。「哉」字の小篆に関して、『萬象名義』と大徐本は左旁の上部を異にする。楚『帛書乙』の「哉」字は<sup>7</sup>に作り、燕『侯載簋』の「哉」字は<sup>8</sup>に作る（『戦国文字編』：68）。また『碧落碑』（拓本）は「哉」字を<sup>9</sup>に作り、「哉」に従う（ただし『古文四声韻』1.30a に引く「哉」字は<sup>10</sup>に作る）。また『隸辨』において、『夏承碑』の「哉」字は<sup>11</sup>に作るが、その他の「哉」字は「哉」形に従う（『隸辨』：29）。

現在通用されている「哉」字は燕『侯載簋』と構造を同じくし、「哉」形に従う。『萬象名義』と大徐本は楚『帛書乙』・『碧落碑』と構造を共にし、「哉」形に従う。但し『萬象名義』は「哉」の左方の中央横一画を湾曲させる。これは『古文四声韻』に載せる碧落文の「哉」字と同じである。大徐本「哉」項の説解に「従口哉声」とあり、また「哉」形の原型を楚『帛書乙』に見出だせることから、『萬象名義』・大徐本の両字は共に原本『説文』の「哉」字の構造を留めていると考えられる。

### 1.2.3 「希」字

萬象	小徐	大徐
希	希	希

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「希」字に従う小篆は「希」（2.11 ウ）の一字である。「希」旁の小篆に関して、『萬象名義』と小徐本は相似する。

また『李商隱字略』の「希」字は<sup>12</sup>に作る（『古文四声韻』：1.22a）。ここから、『萬象名義』の「希」旁は上部を草冠に作っているように見えるが、今は小徐本の字体の誤写と考える。

### 1.2.4 「弁」字

萬象	小徐	大徐	李千	夢千
壘	壘	壘	弁	𡇔
壘	壘	壘	弁	弁

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「弁」字に従う小篆は「壘」(1.30 ウ)の一字である。『籀韻』の「弁」字が壘に作り(『古文四声韻』: 4.25a)、『萬象名義』「壘」字の「弁」旁と一致する。『萬象名義』の当該小篆は古い字体を留めていることが知られる。

### 1.3 避諱に関する小篆

#### 1.3.1 「秀」字

萬象	小徐	大徐
琇	琇	琇
琇	琇	琇

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「秀」字に従う小篆は「琇」(1.27 ウ)の一字である。『萬象名義』の琇は、草冠を戴かない。これは隸定した楷書の琇も同様であり、『萬象名義』と宋本『玉篇』は「莠」を異体字とする。一方、両徐本の小篆は「莠」に従い、大徐本の「秀」項には「上諱。光武帝名也。」とある。また、『避諱』の「秀」項は、「徐鉉『系伝』曰漢光武帝諱、故許慎闕而不書也。段玉裁亦曰此書之例、當是不書其字、但書上諱二字。書其字、則非諱也。今本有篆文者、後人補之。代字、以茂代秀。」と云う(『避諱』: 496)。つまり許慎は原本『説文』において、後漢の光武帝劉秀(前 6-57)の「秀」を避諱して「上諱」としたと考えられ、現行の大徐本に「秀」の小篆の琇が載せられているのは、許氏より後世に補ったものである。また両徐本の「莠」(yǒu)項には「禾粟下生莠。從艸秀声。讀若西。」とあり、「秀」字が用いられていて避諱されていない。これも許慎より後世に改められたものと考えられる。

また両徐本の「琇」項には「石之次玉者。從玉莠声。『詩』曰充耳琇瑩。」とある。「琇」は今音 xiù であり、「莠」は上述の如く今音 yǒu であって一致しない。正しくは「秀声」となるべきである。この「莠」・「琇」は許氏が光武帝の「秀」を避諱した名残と思われ、後世に改められなかった例と思われる。

「秀」を避諱して「莠」とすることは、隋末の李淵の時に「唐」字を避けるために、「塘」を用いた例と類似する(『避諱』: 440)。すなわちこれは諱の字に偏旁を加えることによって避ける方法である。『段注』の「琇」項に「『衛風・充耳琇瑩伝』琇・瑩、美石也。按琇・瑩是二石名。」と云つて、「琇」を用いずに「琇」字を用いている(『段注』: 16)。ここから、両徐本及び『段注』の「充耳琇瑩」の「琇」は、「琇」を避けるために改めたものであることが知られる。段氏はまた「按『説文』從莠、隸從秀。猶芻之多為夭也。」と云つて避諱に言及しないが(『段注』: 16)、ここは光武帝の避諱と見るべきであろう。両徐本は説解の「莠声」に随つて、小篆に草冠を付けて琇とするが、『萬象名義』に草冠に従わない琇が存在す

るゆえ、これが避諱の影響を除いた小篆と考えるのが妥当である。

### 1.3.2 「覗」字

萬象	小徐	大徐
覗	覗	覗
覗	覗	覗

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、 (2.3才) が「覗」の小篆である。『萬象名義』の当該小篆は左旁を「民」に従う。この隸定字（親字）も~~見~~として、同様に「民」に従う。「覗」字に関して、大徐本は「従見氏声。読若迷。」と云い、段玉裁氏は「按各本篆作覗。解作氏声。氏声則応読若低、與讀若迷不協。攷『廣韻』十二斎曰覗、病人視兒。『集韻』曰覗覗二同。『類篇』曰覗覗二同。『集韻』・『類篇』覗又民堅切、訓病視。蓋古本作覗、民声。讀若民者、其音變。讀若迷者、双声合音也。唐人諱民。偏旁省一畫。多似氏字。始作覗、繼又譌作覗。乃至正譌並存矣。今改従正体。」と云う（『段注』：409）。

また、『遊宦記聞』卷九に「唐太宗諱世民。民則易而从氏。」とある（『避諱』：324）。『萬象名義』の小篆の~~見~~は正に段氏の説の正当性を示す証拠となる。後漢の原本『說文』の頃に唐代の李世民の「民」を避諱することは有り得ない故、元来は「覗」字であったと考えられる。しかし『萬象名義』は唐写本『說文』を用いて編纂されているはずであり、なぜ「民」が使われているのか定かでない。あるいは大師は帰国後の日本にて『萬象名義』を編纂した故、避諱を改めたものか。いずれにせよ、両徐本は修正が求められる。

### 1.4 後起の小篆

#### 1.4.1 「易」字

萬象	小徐	大徐
場	場	場
場	場	場

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「易」字に従う小篆は「場」(1.34才)の一字である。『萬象名義』の小篆は右旁を「昜」に従う。この隸定字（親字）も同じく~~場~~に作る。一方、両徐本の右旁は「易」に従う。

睡虎地（日甲31背）の「湯」字は~~湯~~に作り、右旁は「易」に従う（『睡虎地』：172）。また『桐柏廟碑』の~~場~~（場）並びに『華山廟碑』の~~場~~（場）も共に右旁を「易」とする（『隸辨』：58）。「昜」は『受八閨齋戒文』の「場」字のように、「易」が隸定された後に唐代に混同されて生成された俗字であり（大柴 2009：38・64）、『段注』の「場」項も「俗作場。」という。よって、『萬象名義』の当該小篆は、唐代に作られたものと考えられる。

#### 1.4.2 「西」字

萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	峿台
----	----	----	----	----	----	----

禫	禫	禫	嘔	嘔	嘔	潭

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「西」字に従う小篆は「禫」(1.20才)・「嘔」(2.13才)の二字である。大徐本において、「臯(覃)」項は「𡇣(臯)、從臯鹹省声。𡇣(臯)、篆文覃省。」とあり、「鹹」項は「從鹹咸声。」とあり、「鹹」(lǚ)項は「鹹(鹹)、從西省、像鹽形。」とあり、「西」項は「𠂔(𠂔/西)、鳥在巢上也。象形。日在西方而鳥西。𠂔(鹹)、古文西。𠂔(鹹)、籀文西。」とある。「西」旁に関して、『萬象名義』の二つの小篆は𠂔(𠂔/西)に従い、大徐本は鹹(鹹)に従う。

この「西」字に関して、段玉裁は「𠂔、下像巢、上像鳥。会意。上下皆非字也。故不曰会意而曰象形。鳥在巢上者此篆之本義。」と云う(『段注』: 585)。しかし、甲骨文の「西」字は𠂔(鐵 133.2)に作り、徐中舒氏は「象鳥巢形」と解釈する(『甲骨文字典』: 1276)。羅振玉氏は「巢字篆文作𦥑、從𦥑乃𦥑传写之鵠、亦正是巢形也。日既西落、鳥已入巢、故不復如篆文於巢上更作鳥形矣。」と云う(『甲骨文字典』: 1276)。また王国維氏は『釋西』において「卜辞屢見𠂔・𦥑諸字、余謂此西字也。『說文』西字注云日在西方鳥栖、象鳥在巢上。𠂔・𦥑二形正象鳥巢。王復齋『鍾鼎款識』有箕单𠂔、其文作𦥑、象鳥在巢下、而以畢掩取之。又『箕单父丙爵』有𦥑字、則省鳥存巢。手執干鼎之𦥑字、則省巢存鳥。可知𦥑字實象鳥巢、即巢之古文。似當從𦥑在木上、而𦥑則象鳥形、篆体失之。若『說文』訓缶之𦥑字、則古作𦥑、與𦥑字有別矣。」と云う(『觀堂集林』上: 174)。

按するに、「巢」字の上部の「𦥑」形も𠂔の一部分であり、「𦥑」と「𠂔」は𠂔が分離したものであり、元から鳥に相当する部分はないと筆者は考える。戦国・秦『秦公簋』の「西」字は𠂔を作る(『戰國文字編』: 777)。𠂔の上部の「十」形は𠂔の上部の一部分が変化して成了ったことが知られる。

また大徐本の「鹹」(lǚ)項に「從西省、像鹽形。」とあり、段氏は「省字符。此承上文𠂔部從𠂔之籀文也。謂鹹也。」と云う(『段注』: 586)。しかし、甲骨文の「鹹」字は𦥑(存 1.68)に作り、徐中舒氏は「象盛鹽於器之形。𦥑為容器、其中之𦥑為鹽粒。(中略) 金文鹹字作𦥑(『免盤』)、與甲骨文同。(中略) 按『說文』謂鹹從西省、不確。」と云う(『甲骨文字典』: 1278-1279)。

按するに、睡虎地の「西」字には𦥑(日乙 163)、𦥑(日乙 75)が見られ、また「鹽」字に𦥑(秦 182)が見られる(『睡虎地』: 177)。また『華山廟碑』の「西」字は𦥑に、『史晨奏銘』の「西」字は𦥑に作り(『隸辨』: 26)、『劉寬碑陰』の「鹽」字は𦥑に作る(『隸辨』: 79)。「西」字をどのように変化させても「鹹」字とは成り得ない。故に徐中舒氏の説は首肯されるべきであり、『萬象名義』の小篆の𠂔と𦥑は「西」旁に従っていないと考えられる。

また大徐本の「臯(覃)」項は「𡇣(臯)、從臯鹹省声。𡇣(臯)、篆文覃省。」とある。この項の「覃」旁も適當ではない。『張納功德叙』に潭(潭)、『周憲碑陰』に潭(潭)があり、顧藪吉氏は「按『說文』作潭、從水從臯。臯上從鹹、變隸從西。碑復變從曲。諸碑西曲字或

誤用、如農上安西。蓋以曲為西。此則以西為曲也。」と云う（『隸辨』：78）。上述の如く睡虎地の「𠙴」（日乙163）と『華山廟碑』の「𠙴」は、依然として鳥の巣の形を保持しており、且つ「曲」形に似る。故に『萬象名義』の「𠙴」と「𡇗」は隸変字が「西」旁に従うようになった後に、逆に「𡇗」と成了った後起の小篆と考えられる。

#### 1.4.3 「衣」字

萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	木部	文字	萬象	小徐	大徐
禡	禡	禡	瓊	瓊	瓊	禡	圜	壌	壌	壌
禳	禳	禳	環	環	環	欵	圜	壤	壤	壤
萬象	小徐	大徐	萬象	口部	小徐	大徐	李千	夢千		
壌	壌	壌	𠙴	𠙴	𠙴	𠙴	𠙴	𠙴		
壞	壞	壞	哀	哀	哀	哀	衣	衣		

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「衣」字に従う小篆は「禳」（1.19才）・「環」（1.22ウ）・「壤」（1.29ウ）・「壞」（1.32オ）・「哀」（2.15オ）の五字である。

『萬象名義』と両徐本は、「衣」の部分において異同が見られる。唐写本『説文』口部の「哀」字は「𡇗」に作り（周祖謨1957：18）、「衣」の部分の字体は『萬象名義』と完全に一致する。しかし唐写本『説文』木部の「欵」字は「𡇗」に作り（周祖謨1957：45）、「衣」を含む「𡇗」旁の字体は両徐本・李陽冰『千字文』・『古今文字讚』摹印篆と一致する。故に唐写本『説文』の小篆の間に口部と木部の両系統が存在することが知られる。

睡虎地（日甲29背）の「哀」字は「𡇗」に作り（『睡虎地』：15）、『北海相景君銘』の「哀」字は「𡇗」に作る（『隸辨』：29）。これらの「哀」字における「衣」の部分の字体は、唐写本『説文』木部や両徐本などと一致する。また孫星衍『魏三体石經遺字考』（百部叢書集成）に「𡇗（哀）」があり、この「哀」字は睡虎地系統の字体から『萬象名義』の字体へ移行する過渡期の字体に位置すると思われる。故に『萬象名義』と口部の字体の方が後漢以降に形成された後起の小篆と思われる。

また、李陽冰『千字文』の「衣」字が唐写本『説文』木部の「欵」字と同じことから、木部と李陽冰改変の『説文』の小篆の間に関連性が推測される。

#### 1.4.4 「睿」字

萬象	小徐	大徐
璿	璿	璿
睿	璿	璿

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「睿」字に従う小篆は「璿」（1.22ウ）の一字である。右旁について、両徐本は横一画を有するが、『萬象名義』には見られない。

戦国時代・三晋『中山王鼎』の「収」字は「𠀤」に作り、横一画がある（『戦国文字編』：253）。一方、『孔廟碑』の「収」字は「𠀤」に作り、横一画がない（『隸辨』：134）。前者の「睿」旁

の構造は大徐本に同じであり、後者は『萬象名義』と一致する。おそらく『萬象名義』の字体は小篆を簡略化した隸変字を基とする後起の小篆と考えらえる。

#### 1.4.5 「香」字

萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐
							無	無
香	香	香	馨	馨	馨	醜	醜	醜

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において「香」字に従う小篆は、「香」(5.2 ウ)・「馨」(5.2 ウ)・「醜」(5.2 ウ)の三字である。「香」旁について、『萬象名義』と両徐本の小篆の構造は異なっている。『華山廟碑』の「香」字は<sup>香</sup>に作り、顧藪吉氏は「按『説文』作香、從黍從目（甘）。他碑黍或作糸從両禾。故香亦作<sup>香</sup>。」と云う（『隸辨』：57）。また、『衡方碑』の「香」字は<sup>香</sup>に作り、顧氏は「按『類篇』云香隸省作香。」と云う（『隸辨』：57）。

顧氏の説に依れば、『萬象名義』の小篆の「香」旁は、後漢以降に簡略化した字体となる。

#### 1.4.6 「爻」字（えんによう）

萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐
	無				
埏	埏	埏	聳	聳	聳

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「爻」字に関係する小篆は「埏」(1.35 ウ)・「聳」(2.6 ウ)の二字である。『萬象名義』の小篆の「爻」旁は、「爻」形（しんによう）に従う。一方、睡虎地（法 160）の「延」字は<sup>延</sup>に作り、「爻」旁に従う（『睡虎地』：25）。「爻」旁は隸変の時に「辵」形に変化した（大柴 2009：84「辵=正」項参照）。顧藪吉氏は『曹全碑』において「按『説文』延従爻。爻與引同。碑變従辵。」と云う（『隸辨』：45）。顧氏に依れば、『萬象名義』「埏」字の「爻」旁は後漢以降に「爻」から変化したものであり、当該小篆は後起字と考えられる。また、『萬象名義』の「聳」字の小篆における「爻」旁はおそらく誤写であろう。

#### 1.4.7 「复」字

萬象	小徐	大徐
	無	
馥	馥	馥

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「复」字に従う小篆は「馥」(5.2 ウ)の一字である。「复」旁の小篆に関して、『萬象名義』と大徐本に異同が見られる。睡虎地（日甲 166）の「復」字は<sup>復</sup>とし（『睡虎地』：23）、『楊統碑』の「復」字は<sup>復</sup>に作り、『韓勅碑』の「復」字はこれを簡略化して<sup>復</sup>に作る（『隸辨』：161）。秦隸・漢隸に『萬象名義』と同一の字体の「复」字は見られず、『萬象名義』「馥」字の「复」旁の構造は、後漢以降に隸定字が簡略化

された俗字に由来すると考えられる。

#### 1.4.8 「茲」字

萬象	小徐	大徐	泰山	嵩山	三体	李千	文字	文字	夢千
茲	茲	茲	茲	茲	茲	茲	茲	茲	茲

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「茲」字に従う小篆は「茲」(2.14 ウ)の一字である。「茲」旁の上部において、『萬象名義』とその他の李斯『泰山刻石』・『嵩山開母廟石闕銘』・『三體石經』・李陽冰『千字文』・大徐本などに字体の異同が見られる。睡虎地(日甲34)の「滋」字は<sup>37</sup>に作り(『睡虎地』: 170)、『桐柏廟碑』の「茲」字は<sup>38</sup>に作る(『隸辨』: 16)。この両字の字体は、両李氏及び大徐本などと一致する。また『古今文字讚』蟲篆書の「茲」は『三體石經』と完全に一致し、垂露篆の「茲」は『三體石經』と構造を同じくするが、草冠を垂露体に垂れ流す。

一方、『嵩山開母廟石闕銘』の「茲」字は<sup>39</sup>に作り(『書道全集2中国2漢』)、中間に横一画が見られる。この字体は『萬象名義』の「茲」旁と相似し、『萬象名義』の「茲」旁の字体は、おそらくこの<sup>40</sup>の誤謬と思われる。『嵩山開母廟石闕銘』は後漢・安帝の延光四年(123)に成立し、原本『説文』の成書時期から僅かに22年遅れる。しかし、睡虎地・李斯『泰山刻石』の秦文字系統は横一画が見られず、小徐本も『萬象名義』と異なる故、今は横一画を有する方を後起の小篆と見做しておきたい。

#### 1.5 段玉裁の推測の証拠となる小篆

##### 1.5.1 「戻」字

萬象	小徐	大徐
戻	戻	戻

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「戻」(今音 niǎn)の小篆は<sup>41</sup>(3.70 ウ)である。この隸定である親字は<sup>42</sup>であり、小篆・隸定は共に「又」形に従う。一方、両徐本は小篆を眞に作り、この隸定である「戻」は「又」形に従う。この相違に関連して、『段注』は「大徐作戻而曰或従又。小徐作戻而曰或従又。疑従又為是。」と云う(『段注』: 400)。現行の両徐本の小篆は共に眞であり、説解に「或従又」として『段注』の記述と異なるが、「戻」を是とする段氏の見解は、『萬象名義』の小篆と隸定の親字によってその正しさが証明される<sup>7</sup>。

##### 1.5.2 𠂇 (併/併・1.56 オ<sup>8</sup>)

高山寺本のこの<sup>43</sup>は右旁の末筆に一撇がある。これは「併」が訛変したものと思われる。宋本『玉篇』の「併」項に「併同上。」とあり、『萬象名義』の親字と考えられる「併」を異

体字とし、代りに「伭」を親字とする。また現行の大徐本・「伭」項も「𣎵、從人弦省声。」とあり、右旁を「玄」とする。しかし『段注』はこれを校訂して「從人𠀤省声」として、𣎵の右旁である𡇃を隸定して「𣎵」とする。「玄」の小篆は𣇃である。故に𣎵は「伭」に隸定されるべきである。また『廣韻』にも「伭、『説文』作𣎵。」とある。ここから大徐本も元は「伭」であったと考えられ、『萬象名義』すなわち唐写本『玉篇』は元来の字体を保持していると考えられる。『萬象名義』の当該字は段氏の説の正しさを示しており、現行の大徐本に改変が求められる。

## 1.6 両徐本において懸針篆の影響が見られる小篆

### 1.6.1 「辛」字

『萬象名義』の𦫧（苦）に関して、大徐本の「辛」項は「從辛從一」と云う。しかし両徐本の「苦」字の小篆は𦫧に作り、「從一」の部分を覗く。この字体は『萬象名義』の𦫧と一致し、縦の一画は懸針篆の字形を留めている。

また『萬象名義』の𦫧（暉）と𦫧（粹）に関して、大徐本の𦫧（暉）と𦫧（粹）の右旁は共に「宰」であるが、ウ冠について前者は懸針篆の影響を受けていることがわかる。小徐本の両字は𦫧（暉）と𦫧（粹）であり、共に懸針篆の筆勢である。

### 1.6.2 「西」字

『萬象名義』の𦫧（禪）・𦫧（嘆）は、「𠙴」旁の上部の一画を引き延ばしており、懸針篆の特徴を表しているが、大徐本の𦫧（禪）と𦫧（嘆）は「𠙴」旁を引き延ばしていない。しかし、小徐本の𦫧（禪）並びに現行の大徐本の𦫧（西）は、懸針体と考えらえる。『萬象名義』はまた均（堵1.30ウ）と𦫧（貼2.5オ）が見られ、両小篆の「十」部分が「禪」・「嘆」と同じく懸針体を呈している。ここから、現行の「𠙴（西）」字の小篆である𦫧は、古文の「西」字である𦫧の「十」部分の横一画を上述の如く引き延ばし、且つ縦一画を𠂔（上）に見られる如くに上方に伸ばした「𠂔」の誤謬と考えられる。両徐本の「十」の縦一画がその下部の「囮」形と繋がっていないのは誤りと考えられる。

### 1.6.3 「童」字

「童」字に関して、大徐本の𦫧、小徐本の𦫧、李陽冰『千字文』の𦫧は、「里」形の下部の左右二画を垂らしている。睡虎地（雜32）の𦫧（童）と比して、両徐本と李氏の筆勢は懸針篆の影響が覗える。

### 1.6.4 「堇」字

「堇」字に関して、『萬象名義』の𦫧（1.38オ）と大徐本の𦫧は小徐本の𦫧に比して上項の「童」字の如く、懸針体の特徴を有している。「堇」字に関しても同じく𦫧（『萬象名義』）と𦫧（大徐本）は懸針体であるが、小徐本の𦫧には見られない。すなわち、これは大徐本が

唐写本『説文』の影響を受けている例である。

### 1.6.5 「希」字

「唏」字に関して、（『萬象名義』）・（小徐本）・（大徐本）を比較するに、『萬象名義』と小徐本は、右旁中央の左右二画を引き伸ばしており、懸針篆の字形を有していることが知られる。

## 2 『萬象名義』と大徐本の掲載字に関する異同

### 2.1 「鉢」字

萬象	小徐	大徐
鉢		
鉢	鉢	鉢

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、（鉢 1.23 ウ）が見らえる。現行の『説文』は「鉢」項を金部に置き、「印鼻也。玗（狃）、古文鉢従玉。」と云う。また『段注』の「鉢」項は「古文鉢従王（狃）。璽之籀文従玉。古文印鉢字従玉。蓋初作印時、惟以玉爲之也。」と云う。しかし、『萬象名義』のは玉部の「狃」項に置く。また、『汗簡』に載せる『説文』の「狃」字はを作り（『汗簡』: 4）、「玉」旁の字形は現行の大徐本と異にする。この字形は大徐本の「玉」項に「酉、古文玉」とある如く古文である。

『萬象名義』は「狃」項の前後にも小篆を記している故、唐写本『説文』の「狃」項においては、古文の（狃）と小篆の（鉢）の両字が記されていたと思われる。

### 2.2 「禋」字

『萬象名義』高山寺本は示部において「禋」字の小篆である（1.20 オ）を収める。しかし両徐本にこの小篆は見られない。大徐本は示部の新附において「禴」字を補い、徐鉉氏は「一本云古文禋也。」と云う。『萬象名義』は「禋」の小篆以外に、「禴」の小篆の（1.18 オ）も見られる。ここから『萬象名義』が依拠した唐写本『説文』においては、「禴」と「禋」は別字として扱っていることが知られる。『萬象名義』によれば、両字の字義は前者が「父廟（廟）也」とあり、後者が「煞（殺）也」とある。

また『堯廟碑』において、「禋」字のを載せ、顧藪吉氏は「『説文』無禴字。徐鉉新附字有之。注云禴古文禋也」と云う（『隸辨』: 96 上）。大徐本と『隸辨』の間に「王（玉）」に従う「禋」と「土」に従う「禋」の相違が見られる。これに関して、段玉裁氏は「鉢」項において「璽之籀文従玉。（中略）蓋初作印時、惟以玉爲之也。」と云う（『段注』: 706）。籀文の「禋」は、漢隸の段階で「王」形の一画が省かれて俗字の「禋」となったと考えられる。籀文の「禋」が後漢の時代より前に存在し、かつ『萬象名義』に実際に「王（玉）」に従う小篆のを確認できるということは、原本『説文』にこの字が収められていたと考えられる。

## 2.3 善 (善/善・3.22 ウ)

大徐本・「讐」項：吉也。從諱從羊。此與義美同意。善、篆文善從言。

『萬象名義』・善 (善) 項：是闡反。告（「吉」の誤写）。工<sup>9</sup>。佳。太（「大」の誤写）。

『萬象名義』・善 (讐) 項：是闡反。告（「吉」の誤写）。巧。大。佳。

唐写本『玉篇』・「善」項：『説文』篆文讐字也。讐、吉也。工佳也。大也。在諱部。

或為善字。在口部（『原本玉篇』：46）。

上の四項から、大徐本の「善（善）」字は、「讐」項の中に含まれていることが知られる。一方、『萬象名義』の「善」と「讐」は、それぞれが一項を為している。また宋本『玉篇』の「善」字は「讐」項に續いて現れ、「善同上。今作善。」と云う。ここから、『萬象名義』すなわち唐写本『玉篇』は「善」項を一項として独立させたと考えられる。善は「善」の隸定字である。

## 3 『萬象名義』に見られる小篆の隸定字について

## 3.1 偏旁の字体が隸定字の原型を留めるもの

## 3.1.1 膽 (膽/臍・1.35 才)

『萬象名義』の膽に関して、宋本『玉篇』は「膽」に作る。大徐本「膽」字の小篆は𦥑であり、左旁は「舟」に従う。また𦥑（膽・3.12 才）並びに𦥑（𦥑・4.24 ウ）も同様に「舟」に従う。前者に関して、宋本『玉篇』は「膽」に作る。大徐本「膽」字の左旁も同じく「舟」に作る。後者に関して、大徐本の「𦥑」字の小篆は𦥑に作り、左旁は「舟」に従う。

魏『馬都愛造像』の「舟」字は𦥑に作り（『碑別字』：29）、『萬象名義』とその字形を等しくする。よって『萬象名義』の𦥑・𦥑・𦥑は共に小篆の元来の字体である「舟」を隸定し、加えて「舟」旁の第一画を減じて俗字としたことが知られる。また𦥑の「𦥑」旁は「𦥑」の俗字である。

## 3.1.2 道 (道/道・1.36 ウ)

大徐本「道」項に「𩫔、所行道也。從辵從讐。」とあり、『正字通』の「道」項は「『説文』本作道。」と云う。『萬象名義』の道は小篆の隸定のままの字体を保持していることが知られる。

## 3.1.3 僨 (僨/僨・1.58 ウ)

宋本『玉篇』は「僨」項に続いて「僨」項があり、「『説文』僨」とする。この「僨」は小篆の𦥑の隸定字である。つまり、『萬象名義』右旁の上部は「𦥑」の誤写である。また唐・褚遂良『哀冊』の「遷」字は遷に作り、「遷」の下部は『萬象名義』の𦥑と相似する。故に𦥑は、元来は隸定字の「僨」であり、後に右旁の上部を誤写し、唐代に下部が俗字化したも

のと考えられる。

### 3.1.4 頌 (額/額・1.81 ウ)

大徐本の「額 (額)」項に「覩 (額)、額貢。从頁各声。臣鉉等曰今俗作額。」とある。小篆の覩は、左旁を「各」に従う。『萬象名義』の頌 (額) は正に小篆の隸定字である。

### 3.1.5 捧 (捧・2.30 才)

大徐本の「捧」(今音 bài) 項に「𦗔 (捧)、首至地也。從手舉。舉、音忽。拜 (拜)、揚雄說拜從両手下。」とある。現在の通用字の「拝」は、拜の隸定字である「拜」の手偏を簡略化した俗字が正字となったことが知られる。一方、『萬象名義』の捧は𦗔を隸定した字である。その左旁は「手」に従い、「才」となる前の字形を保持している。右旁の「舉」は下部を誤写する。

### 3.1.6 反 (反・2.51 ウ)

『萬象名義』の反について、大徐本の小篆は𠂇に作り、隸定字を「反」(今音 fú) とする。宋本『玉篇』は「反」を作るが、この字も𠂇の隸定字と言える。『萬象名義』の戸部には、「反」(今音 niǎn) 字があるゆえ、反は隸定字の「反」誤謬と考えられる。

### 3.1.7 同 (同・2.60 才) 夏 (夏/更・5.63 ウ)

大徐本の「更」の小篆は𠂇に作り、この隸定は「夏」である。『萬象名義』の二字は、隸定の字体を保持している。

### 3.1.8 冂 (同/冒・5.11 才)

『萬象名義』の冂について、大徐本の「冒」字の小篆は冂に作る。『萬象名義』の「同」字は通用字の「冒」に比して、元来の字の構造を留めた隸定字であることが知られる。

### 3.1.9 湿 (溼/濕・5.96 才)

『萬象名義』の湿について、大徐本の小篆は灝に作り、隸定すれば「溼」となる。『集韻』に「溼、或作濕。」とあり、「溼」の字の通用字が「濕」である。『萬象名義』の当該字は小篆の灝の構造を留めている。ただし「土」旁は一点が加わった俗字であり、「絲」旁は画数を省いて「幺」となった俗字である。

### 3.1.10 「鼈」字

現行の大徐本「鼈」(cháo) 項は「鼈 (鼈)、從鼈從旦。徐鉉等曰今俗作鼈。鼈 (鼈)、篆文 (古文) 從皂。」と云う。『段注』は「鼈 (鼈)、古文从皂。古文。各本作篆文、今依『玉篇』而正。凡先古籀後篆者、皆由文勢不得不尔。此非其比也。』『廣韻』古本亦必先鼈後鼈、

注曰古文。今本二大字轉写譌舛。『集韻』、『類篇』依據大徐而誤。𠂔見日部、讀若窈。古文從鼃𠂔声。」と云う（『段注』：680）。

『楊君石門頌』の「鼃」字は鼃に作り、顧藪吉氏は「按『說文』作鼃、從鼃從旦。碑今省。」と云う（『隸辨』：49）。しかし、睡虎地（為 20）の「鼃」字は鼃に作り（『睡虎地』：199）、『古尚書』も鼃（鼃）に作って（『古文四聲韻』：2.7a）、共に上部は「日」に従う。このことは大徐本に異体字とする「鼃」字にも当て嵌まる。また、『萬象名義』の鼃（鼃 6.104 才）と全く同じ隸変字が『籀韻』に見られる（『古文四聲韻』：2.7a）。故に原本『說文』も同様に上部を「日」に作ったと考えられる。そして隸変の時に『楊君石門頌』の鼃のように「鼃」の上部が「一」形に変化し、それが「日」と結びついて「旦」形となつたと考えられる。現行の「鼃」字は鼃の下部を再び「鼃」旁に戻したものと思われる。

### 3.1.11 謹（諱・3.17 ウ）

『萬象名義』・謹（諱）「莫放反。相責望。」

唐写本『玉篇』・諱「『說文』相責諱也。今為望字。」

大徐本・諱「讐、責望也。從言望声。」

宋本『玉篇』・諱「相望也。」

『類篇』・諱（諱）「同諱。省文。」

上に列した親字と意義は共に問題が見られる。宋本『玉篇』は親字を「諱」とする。これは小篆の讐の隸定である。しかし、「月」旁は不要と思われる。『段注』は「『太玄』寇讐其戸。范曰讐、責也。按、聖之古文作𡇠、故諱之古文亦作讐。」と云う（『段注』：100）。案づるに、金文において「言」旁を有する「諱」字は皆「月」旁を有していない。例えば、『伯作諱子簋』は𡇠に作り、『召卣』の𡇠は「召弗敢諱。王休義如忘。」とあり、『師望鼎』の𡇠は「王用弗諱。」とある（『金文編』：147）。

また、「望」字は人が月を見ている様を表し、暦と関係がある字であり、よって「指責」は元来の意味ではない。上述のように王休氏は「諱」を「義如忘」（義は「忘」の如し）と云う。『師望鼎』の「王用弗諱聖人之後。」の一句において、白川静氏は「諱」を「忘」と見做しており（『西周青銅器銘釋文』：62）、この解釈は王氏と一致する。しかし、『類篇』の「諱」（「諱」の誤り）は「欺也。」と云い、『廣韻』の「諱」（「諱」の誤り）は「責也。」と云う。この字義は大徐本と一致する。ここから、「諱」字は「言」旁を有するが故に、その字義は話すことと関係があると考えられ、故に「召弗敢諱」と「王用弗諱」の二句における「諱」は、「欺」あるいは「責」の意となると考えられる。以下、いくつかの例文を掲げる。

『韓非子』「外儲說左上」：夫挾相為則責望。『翼毳』：『後漢書』杜林伝注望、恨也。

『史記』「魏其武安侯伝贊」：武安負貴而好權、杯酒責望、陷彼兩賢人。

『史記』「韓安國伝」：今太后、以小節苛禮、責望梁王。

上に引いた文における「責望」は皆、「責難」や「欺騙」の意味である。この「責望」は、本来は「責詮（諂）」であるべきであろう。『中華大字典』の「責」項に「属望於人曰責、如責難於君、責善於友。」と云うが、おそらくこれは「詮（諂）」字が「望」に改変された後に、「望」（のぞむ）の意味に引きずられて生じた解釈であり、妥当ではない。

大徐本・宋本『玉篇』・『類篇』に見られる讒とその隸定字の「諂」は、おそらく最後に現れた字であろう。これは「望」の古文が「壘」に作る故に、「諂」字の右旁を「望」に誤って、「月」旁を加えたものと思われる。しかし上記の金文には、二つの構造の字しか見られない。すなわち一つは「壘」旁に「月」旁を加えて「望」字とし、もう一つは「壘」旁に「言」旁を加えて「諂」字とする。この両字は構造・字義共に異なるゆえ、別字と見做すべきである。唐写本『玉篇』に引く『説文』の「相責諂也。」によれば、現行の大徐本の「責望也。」は、「諂」字が「望」字に変えられ、「相」字が省かれたと考えられる。

結果、原本『説文』の「諂（詮）」項は、「、相責諂（詮）也。從言壘声。」であったと考えられる。後に「諂（詮）」の使用が減り、唐写本『玉篇』に記される如く「望」によって代用されるようになった。『萬象名義』はその例である。そして「望」は更に誤って「諂」に変化したと考えられる。

### 3.2 偏旁の位置が隸定字の原型を留めるもの

#### 3.2.1 (哲・2.11 才)

大徐本の「哲」字は小篆を基に作り、「手」旁を手偏とする。すなわち、現行の通用字である「哲」は、「手」を上部の左に移動した俗字が正字となったことが知られる。一方、『萬象名義』のは、「手」旁を手偏とする小篆のままの隸定であり、元来の構造を留めている。

#### 3.2.2 (髪/髮・2.26 ウ)

大徐本の「髪」字は小篆を基に作り、これを隸定した「髪」は「長（長）」旁を左旁とする。すなわち現行の通用字である「髪」は、「長」旁を上部の左に移動した俗字が正字となったことが知られる。『萬象名義』のは、正に隸定字の「髪」であり、原型を留めている。

#### 3.2.3 (繁・3.30 才)

『萬象名義』のについて、宋本『玉篇』は「繁」を作る。大徐本の「繁」の小篆は基であり、「糸」旁を下部の左に置く。この字の構造は『萬象名義』のに等しい。すなわち、『萬象名義』の当該字は小篆の隸定字であり、元来の偏旁の位置を残している。

## 4 問題点の見られる小篆及び隸定字

### 4.1 堂 (堂・2.58 才)

『萬象名義』の堂 (堂) について、宋本『玉篇』に「堂」字を收めない。しかし止部に「堂」項があり、「直庚切。距也。」とする。また大徐本・止部の「堂」項は「距也。從止尚声。丑庚切。」とする。案するに、「止」旁は「止」にも隸定される故、「堂」は「堂」とも隸定され得る。正に『段注』が「堂」とする。しかしながら、『萬象名義』は「堂」と「堂」の両字を收める。すなわち以下の如くである。

足部・堂 (堂・2.58 才) : 充掌反 (chǎng)。蹠。踞。

止部・堂 (堂・3.58 ウ) : 除 (「徒」に誤る) 郎 (誤写と思われる) 反 (chēng)。距。又根。『萬象名義』高山寺本の「堂」項は誤写を有するが、「踵」項と「時」項の間にあり、この語順は大徐本と一致する故、「堂」項に誤りはない。従って、『萬象名義』すなわち唐写本『玉篇』は「堂」と「堂」の二項を別箇に收めていることが知られる。この二項に関して、日中の漢字字書である『大漢和辞典』と『漢語大字典』は以下の如く記す。

#### <『大漢和辞典』・「堂」項>

1 『集韻』除庚切 (chēng)。2 『集韻』齒兩切 (chǎng)。3 『集韻』式亮切 (shàng)。

1・2 (1) 『説文』、堂、距也。『集韻』攢、距也。或作堂 (「堂」の誤り)。(chēng)

(2) 『廣雅・釋詁二』堂、蹠也。(chǎng)

3 (1) 『集韻』堂、正也。(shàng)

#### <『漢語大字典』・「堂」項>

1 chēng 『廣韻』直庚切。又昌兩切 (chǎng)。陽部。

(1) 『説文・止部』堂、距也。(chēng)

(2) 『廣雅・釋詁二』堂、蹠也。(chǎng)

(3) 『廣韻・養韻』堂、距也。(chǎng)

2 shàng 『集韻』式亮切。去漾韻。

(1) 『集韻・漾韻』堂、正也。

\* カッコ内・ピンインは筆者が補う。

上引の二冊の字書における第一の発音 (chēng) は、宋本『玉篇』の「堂」(直庚切)・大徐本の「堂」(丑庚切)と一致する。『萬象名義』の「堂」項の「又根」とは、『集韻』に「除庚切。音根。」とあることによって、音を表していることが知られる。「庚」・「根」の韻母は共に庚開二に属し、一致する。しかし、『萬象名義』「堂」項の「除郎反」における「郎」は唐開一に属しており、「庚」・「根」と符合しない。『萬象名義』「堂」項の釋義に「又根」とある以上、「堂」項は chēng 音の字義であり、この「郎」は誤写と見做される。

一方、『漢語大字典』の「又昌兩切」(chǎng) は、『大漢和辞典』の「堂」の「齒兩切」と『萬象名義』の「堂」の「充掌反」と共に昌母・養開三に属して一致する(郭萍: 67・105)。また周祖謨氏は『廣韻』校勘記にて「堂、『玉篇・足部』作蹠。」と云い、宋本『玉篇』の「蹠」

項は「尺両切。踞也。」とする。反切上字の「尺」も昌母に属し、よってこの反切と釋義は共に上引の『萬象名義』の「覚」項と一致する。ここから、『漢語大字典』・「覚」項における「『廣韻・養韻』覚、踞也。」とは、「又昌両切 (chǎng)」の字義であることが知られる。『萬象名義』の参照として、『大漢和辞典』と『漢語大字典』の「覚」項は、以下のように改めるべきである。

<『大漢和辞典』>

「覚」項

1 chǎng 『集韻』齒両切。

- (1) 『廣雅・釋詁二』覚、踞也。
- (2) 同蹠。『廣韻・養韻』覚、踞也。

2 shàng 『集韻』式亮切。

- (1) 『集韻』覚、正也。

「堂」項

1 chēng 『集韻』除庚切。

- (1) 『說文』堂、矩也。『集韻』撞、距也。或作堂。

<『漢語大字典』>

「覚」項

1 chǎng 昌両切。

- (1) 『廣雅・釋詁二』覚、踞也。
- (2) 通「蹠」。『廣韻・養韻』覚、踞也。

2 shàng 『集韻』式亮切。去漾書。

- (1) 『集韻・漾韻』覚、正也。

「堂」項 (『漢語大字典』: 1443)

1 chēng 『廣韻』直庚切。

- (1) 『說文・止部』堂、矩也。

また、続く第二項『廣雅・釋詁二』の「堂、踞也。」は「覚」(chǎng)の字義ゆえ、「堂」項においては省くべきである。結局、『萬象名義』に止部の「堂」と足部の「覚」が別して収められていることは確かであり、おそらくは原本『說文』の時には「堂」のみが存在し、その後に「覚」字が生じて『字林』や原本『玉篇』に収められるようになり、両字は混同して用いられた結果「堂」字が主流となり、宋代には「覚」字の後継者として新たに「蹠」字が作られたのではないだろうか。

#### 4.2 寂 (寒・2.83 才)

『萬象名義』の寂 (寒) について、大徐本の小篆は寒に作る。また、大徐本の「愆」字の

異体字に龜があり、この隸定の変形字として「蹇」が見られる。すなわち異なる二つの小篆である龜と蹇の隸定字並びに隸変字が共に「蹇」となっている。

しかし、『萬象名義』の「愆」項（2.87 才）に異体字は載せない。一方、宋本『玉篇』は蹇を「蹇」に隸定し、そして「愆」字の異体字として「蹇」を載せる。ここから、宋本『玉篇』は「蹇」の重複を避けるために、蹇の隸定字を「蹇」から「蹇」へ変え、「蹇」を「愆」の異体字としたと考えられる。しかし『萬象名義』は蹇の隸定を「蹇」としているゆえ、宋本『玉篇』の変化は、唐写本『玉篇』以降に生じたと思われる。

また『萬象名義』は𠂔を載せるが、これは「蹇」の異体字ではなく籀文である。

#### 4.3 「亞」字

萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	偏旁
亞	聖	聖	亞	𠂔	𠂔	亞
聖	聖	聖	𠂔	𠂔	𠂔	亞

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において「亞」字に従うものは、「聖」（1.30 ウ）・「𠂔」（2.11 才）の二字である。『萬象名義』と大徐本の「亞」形は異なっている。しかし大徐本の小篆の「亞」字は亞に作り、この字形は『萬象名義』の「聖」・「𠂔」の小篆と一致する。つまり現行の大徐本の中において、「亞」旁に従う文字に異同が見られる。また『汗簡』の「亞」字は𠂔に作り（『汗簡』：78）、中央に一点がある以外は大徐本や夢英と一致する。

おそらくは『萬象名義』すなわち唐写本『説文』並びに大徐本「亞」字の如き「亞」形が元来の字形と思われる。

#### 4.4 「昏」字

萬象	小徐	大徐
𠂔	𠂔	𠂔
恬	恬	恬

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「昏」字に従う小篆は「恬（𠂔）」（1.18 ウ）の一字である。『萬象名義』の当該小篆は、大徐本と合致せず、また磨滅して判別し難い。おそらくこの小篆は「氏」旁に懸針篆の特徴を有していると思われる。

#### 4.5 「野」字

萬象	嶧山	小徐	大徐
野	野	野	野
野	野	野	野

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「野」字に従う小篆は「野」（1.38 才）の一字である。『萬象名義』の「野」字の小篆は「火」字に従う。これは誤写と思われる。

#### 4.6 「朱」字

萬象	李千	小徐	大徐
朱	殊	朱	朱

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「朱」字に従う小篆は「朱」(2.8才)の一字である。『萬象名義』の当該小篆は誤写と思われる。

#### 4.7 「月」字 (にくづき)

萬象	大徐										
禡	禡	瓏	瓏	瑤	瑤	壠	壠	堀	堀	觀	觀
禡	禡	瓏	瓏	瑤	瑤	壠	壠	堀	堀	觀	觀
萬象	大徐										
喟	喟	噭	噭	哨	哨	榦	榦	梢	梢	贏	贏

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「月」字(にくづき)に従う小篆は「禡」(1.19ウ)・「瓏」(1.23才)・「瑤」(1.27才)・「壠」(1.35ウ)・「堀」(1.36才)・「贏」(1.37ウ)・「觀」(2.5ウ)・「喟」(2.10ウ)・「噭」(2.12才)・「哨」(2.15才)・「榦」(4.2ウ)・「梢」(4.5ウ)の十二字である。「月」旁(にくづき)に関して、『萬象名義』と大徐本の間に字形の異同が見られる。

秦隸・漢隸・夢英の『千字文』並びに『偏旁字源碑』はみな大徐本と同じく「月」形に従う。『説文』木部残巻に「榦」字があり、に作る(周祖謨 1957: 45)<sup>10</sup>。この「月」形の中央の横二画は湾曲しており、あるいは『萬象名義』の「月」形はこの誤謬か。

#### 4.8 「虎」字

萬象	小徐	大徐	隸變
褫	褫	褫	虎

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「虎」字に従う小篆は「褫」(1.18才)の一字である。現行の大徐本は「 (虎)、山獸之君。従虍、虎足象人足。」と云う。また『魏上尊號奏』に (虎)があり、顧蘗吉氏は「按『説文』作虎。虎足象人足、故下従人。諸碑皆變従巾。無従人者。」と云う(『隸辨』: 95)。しかし、睡虎地の「虎」字は (雜 25)に作り、「虍」字はに作る(『睡虎地』: 72)。この両字は下部に「巾」形が見られる。この「巾」形は虎の足であり、「止」を顛倒したものである。また戦国・秦文字(珍秦 154)の「虎」字はに作り、金文の『師酉簋』の「虎」字はに作る(『金文編』: 334)。これらの字から「巾」形すなわち「止」の顛倒形が虎の足であることに疑いはない。

一方、『萬象名義』や大徐本の「人」形に従う「虎」字は、秦『石鼓文・鑾車』の虎 (虎) や楚『包山 271』の虎 (虎) などに由来するだろう。これらの字も仔細に見れば、足の部分は存在する。しかし足の部分が「人」形に似ていたために、「人」字に隸定されたと考えられる。従って永元十二年（100）に成書した原本『説文』の段階で、「虎」字の下部が「巾」形と「人」形のどちらに従っていたのか、断定できない。

#### 4.9 「董」字

萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐	萬象	小徐	大徐
瑾	璫	璫	壇	壇	壇	董	董	董
瑾	瑾	瑾	壇	壇	壇	董	董	董
李千	李三	夢千	萬象	小徐	大徐	李千	夢千	
謹	謹	謹	嘆	嘆	嘆	漢	漢	

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、「董」字に従う小篆は「瑾」（1.22 才）・「壇」（1.30 ウ）・「董」（1.38 才）・「嘆」（2.14 ウ）の四字である<sup>11</sup>。

現行の大徐本（大 a）において瑾（瑾）と嘆（嘆）は右旁の「匚」形の上に左右の二画が見られる。一方、壇（壇）と董（董）は「匚」形の下に左右の二画が見られる。すなわち大徐本の中で字体に異同が見られる。

睡虎地（日甲 72）の「董」字は董に作り（『睡虎地』：203）、睡虎地（日乙 184）の「黃」字は黃に作る（『睡虎地』：204）。両字は共に上部を「廿」形に従う。この「廿」形は「火」旁の「廿」と「火」の左右の二点が結合して成了った字形である。すなわち、秦隸の時に既に簡略化されていることが知られる。また、『北海相景君銘』の「黃」字は黃に作り、『陳球碑陰』の「黃」字は黃に作る。これに関して顧藪吉氏は、「按『説文』作董、從田莢声。莢、古文光字。碑省作黃。他碑亦作黃、或作黃。今俗因之。」と云う（『隸辨』：61）。すなわち、漢隸の時に上述の如く秦隸の字形を継承するものと、『陳球碑陰』のように「火」旁の二点を省いたものの両者が存在する。

『萬象名義』の当該小篆に関しては、壇（壇）・董（董）・嘆（嘆）の三字は「匚」形の下に二画がある。但しその字形には異同が見られる。瑾（瑾）のみは二画を闕くが、これは誤写と思われる。つまりは『萬象名義』の「董」旁の小篆は「匚」形の下に二画があると考えるのが妥当である。しかし上述の如く「廿」形は「廿」の下部左右に「火」の左右二点が結合したものであるゆえ、「董」の上部が「廿」であるならば、「匚」形の下に二画が存在することは二点の部分が重複することになる。逆に「匚」形の下に二画があるならば、「董」の上部は「廿」形であってはならず、「廿」形でなければならない。『萬象名義』の四つの小篆でこの点を正確に記しているのは嘆（嘆）だけである。しかしこの小篆は「匚」形の下に二画を闕く。秦隸と漢隸が「廿」に従っていることを鑑みれば、瑾（瑾）の右旁上部を「廿」にすればよいことになるが、『萬象名義』の他の三字がみな「匚」形の下に二画を記す故、「廿」形が原

本『説文』の原型とも考えられ、断定できない。

図 (嘆) の「莫」旁に関して、李陽冰『千字文』の図 (漢) や大徐本の図 (嘆) は右旁下部を「土」に作る。しかし夢英『千字文』は図 (漢) に作り、『萬象名義』と一致する。この字体は『頌鼎』の図 (瑾) に見られ（「玉」旁には従わない）、金文に由来することが知られる。

大徐本の「董」項は「董、従土従黃省。董、皆古文董。」と云い、「黃」項は「董、従田従莢、莢亦声。」と云う。つまり、古文の「董」字は董に作り、この字体は上部が正に黃に従っている。ここから、小篆の「董」字における中央の「口」形は、「田」形が簡略化されて成ったものであることが知られる。

#### 4.10 「皿」字

萬象	小徐	大 a	大 b	袁安	文字
図	図	図	図	図	図
壘	壘	壘	壘	孟	氤

『萬象名義』高山寺本所載の小篆において、図 (壘 1.26 ウ) が見られる。『萬象名義』の当該小篆は「皿」旁を壘に作る。この字体は正に「皿」字の小篆と同じであり、後漢の『司徒袁安碑』の「孟」字、唐代の『古今文字讚』雲氣篆の「氤」字に見られる。一方、睡虎地の秦隸に「皿」形の字が見られ、また『景北海碑陰』の「盛」字に盛がある（『隸辨』：154）。

「皿」形は秦隸・漢隸の時に既に「皿」形と変わっていることが知られる。現行の大徐本において「壘」字の小篆は「皿」形に作る本と「皿」形に作る本の両者が存在し、問題となる。

#### 4.11 倖 (倖・1.64 ウ) 婢 (婢・1.76 ウ) 說 (誅/諱・3.19 ウ) 淮 (淮・5.102 ウ)

通用字の「幸」について、大徐本の小篆は「幸（姫）、吉而免凶也。従丂従夭。（後略）」と云う。また『説文』には別に幸（幸）字があり、「小羊也。従羊大声。讀若達。」と云う。

『義雲章』の「幸」字は幸であり（『古文四声韻』：3.25b）、上部は「文」形に似る。睡虎地（秦 184）の「報」字は報に作り（『睡虎地』：162）、漢『曹全碑』の「幸」字は幸に作る（『碑別字』：59）。両字は上部を「大」形に従う。また後者は「羊」に横一画を加えて「羊」とする。つまり、「幸（姫）」字の上部の「夭」は、秦隸の時に既に「大」形が見られる。

顧藪吉氏は「幸」に関して、「按『説文』姫、吉而免凶也。従丂従夭。幸（中略）従大従丂。碑蓋譌幸為姫。今俗作幸。『五經文字』以為姫。經典相承隸省作幸、非是。」と云い、また顧氏は「幸」に関して「按碑復譌幸為姫。幸讀若達。小羊也。従羊従大。與姫異。」とも云い、更に「按碑復變幸為幸、以為姫字。」と云う（『隸辨』：112）。瞿令問『悟台銘』

の図 (誅/達) 字の右旁はまさに「幸」に作る。『萬象名義』の当該四字の内、「倖」・「誅」・「淮」の三字は右旁を「幸」に作り、「婢」のみ「羊」旁を「羊」形とするが、おそらくこれは「幸」の誤写であろう。顧氏の説に従えば、『萬象名義』の四字はみな「姫」に従って

いるはずだが、後漢の漢隸の時に「傘」に混同した影響を受けて右旁を「傘」としていると考えられる。しかし、少なくとも上部を「大」形に作っていることは、古い形態を留めていえると言える。

<参考文献>

南朝斉・蕭子良『古今篆隸文体』（京都毘沙門堂所蔵、鎌倉時代写）

唐・京兆韋懿『古今文字讚』（四天王寺大学所蔵、室町時代写）

宋・徐鍇撰『說文解字繫伝』（小徐本）中華書局、1987

宋・徐鉉校定『說文解字』

（大徐本 a）中国書店、1989

（大徐本 b）臧克和・王平校訂、中華書局、2002

宋・郭忠恕・夏竦編『汗簡・古文四聲韻』中華書局、1982

清・顧藹吉編撰『古代字書輯刊 隸辨』中華書局、1985

清・段玉裁注『說文解字注』上海古籍出版社、2001

内藤湖南 1912 『弘法大師の文藝』（『内藤湖南全集』9）筑摩書房

周祖謨 1957a 「論『篆隸萬象名義』」『漢語音韻論文集』商務印書館

1957b 「唐本說文與說文舊音」『漢語音韻論文集』商務印書館

西川寧・神田喜一郎監修 1969 『唐 李陽冰 三墳記』二玄社

秦公輯 1985 『碑別字新編』文物出版社

容庚編著・張振林・馬國權摹補 1985 『金文編』中華書局

赤平泰処・田上惠一・萩信雄著 1987 『書学大系 II・碑法帖篇 第一卷 李斯小篆』同朋社

施安昌編著 1987 『唐代石刻篆文』紫禁城出版社

福田哲之 1991 「『篆隸萬象名義』の篆體について—『說文解字』との比較を中心に」（『書學書道史研究』

1) 書學書道史學會

張守中撰集 1994 『睡虎地秦簡文字編』文物出版社

商承祚編著 1996 『石刻篆文編』中華書局

湯餘惠主編 2001 『戰国文字編』福建人民出版社

郭萍 2005 「『篆隸萬象名義』反切考」（中山大学博士学位論文）

大柴清圓 2008 「『篆隸萬象名義』における俗字の研究（1）—後漢の隸変字から魏晋の草書の楷書化まで—」『高野山大学密教文化研究所紀要』21

大柴清圓 2009 「『篆隸萬象名義』における俗字の研究（2）—魏晋から隋唐までの楷書の俗字—」『高野山大学密教文化研究所紀要』22

曹彦偉主編 2011 『漢袁安碑・袁敞碑』北京工芸美術出版社

趙力光編 2012 『西安碑林名碑精粹 夢英篆書千字文碑』上海古籍出版社

趙力光編 2012 『西安碑林名碑精粹 篆書目録偏旁字源碑』上海古籍出版社

大柴清圓 2014 「『古今文字譜』の研究—翻刻・校訂を中心に— 付・人間文化研究機構国立国語研究所所蔵『古今文字譜』(影印本)」(『高野山大学密教文化研究所紀要』27)

<sup>1</sup> [大柴 2008]・[大柴 2009] 及び大柴「篆隸萬象名義」における俗字の研究(3)一付録・『篆隸萬象名義』俗字表一」(『高野山大学密教文化研究所紀要』24、2011)を参照されたい。

<sup>2</sup> 字の構造が大徐本と等しい(1)(2)(3)の小篆と大徐本に収めない(4)の小篆の各表は、別稿に改めて記載する予定である。

<sup>3</sup> 以下、表及び本文において、「篆隸」は『篆隸萬象名義』、「木部」は唐写本『説文』木部残巻、「口部」は唐写本『説文』口部残巻、「大徐」並びに「大 a」は大徐本・徐鉉『説文解字』(1989)、「大 b」は大徐本・徐鉉『説文解字』(2002)、「小徐」は小徐本・徐鍇『説文解字繫伝』、「泰山」は秦・李斯『泰山刻石』、「琅琊」は秦・李斯『琅琊台刻石』、「嶧山」は秦・李斯『嶧山刻石』、「詔銘」は秦・李斯『秦二十六年詔銘』、「西海」は新『西海羌騎司馬』、「西嶽」は後漢『西嶽華山廟碑』、「朔寧」は後漢『朔寧王太后璽』、「嵩山」は後漢『嵩山開母廟石闕銘』、「袁安」は後漢『司徒袁安碑』、「袁敞」は後漢『司徒袁敞碑』、「校尉」は漢『校尉之印章』、「三体」は三国魏『三体石經』、「天發」は三国吳『天發神讖碑』、「大晋」は晋『大晋元康』、「肅宗」は北魏『肅宗昭儀胡明相墓誌』、「文体」は南朝齊・蕭子良『古今篆隸文體』、「碧落」は『明拓碧落碑』(『碧落碑』自体は唐代の碑)、「峿台」は唐・瞿令問『峿台銘』、「陽華」は唐・瞿令問『陽華岩銘』、「李千」は唐・李陽冰『篆書千字文』、「李三」は唐・李陽冰『三墳記』、「李縉」は唐・李陽冰『縉雲縣城隍神記』、「文字」は唐・京兆韋懿『古今文字譜』、「偏旁」は北宋・夢英『篆書目録偏旁字源碑』、「夢千」は北宋・夢英『篆書千字文碑』を表す。また、表中の「無」は該当する字のないことを意味する。

また、各資料の略称は以下のとくにする(書名:略称)。『睡虎地秦簡文字編』:『睡虎地』、『曆代避諱字彙典』:『避諱』、『碑別字新編』:『碑別字』、段玉裁『説文解字注』:『段注』、『原本玉篇残巻』:『原本玉篇』。

<sup>4</sup> 王國維氏は籀文の定義を「篆文固多出于籀文、則李斯以前秦之文字、謂之用篆文可也。謂之用籀文亦可也。則『史籀篇』文字・秦之文字、即周秦西土之文字也。」と云う(王国維『觀堂集林』上:154.)

<sup>5</sup> 『古今文字譜』に関しては、[大柴 2014]を参照されたい。

<sup>6</sup> 唐・太宗李世民(598-649)の在位期間は626-649。『萬象名義』の「民」は避諱されておらず、よって少なくとも『萬象名義』が依拠した唐写本『説文』は太宗の時期に成書したものではないと思われる。

<sup>7</sup> 『段注』によれば、「反」項は「柔皮也。从戸又𠂔。又、申(申)戸之後也。」であり、また「皮」の小篆は冂に作り、その説解は「剝取獸革者謂之皮。」である。案するに『段注』に「从戸謂皮也」と云うように、「反」字の「戸」は獸の皮を表し、「又」(手)によってその皮を伸(申)ばしている様を表していると思われる。

<sup>8</sup> 括弧内について、(隸定字/通用字・高山寺本の頁数)を表す。以下同じ。

<sup>9</sup> 高山寺本の「𦥑」は、次行に見ると「巧」に作る。唐写本『玉篇』の「𦥑」項に「(前略)又曰截々善謗言。野王案善、巧也。(中略)『毛詩』覆背善置。『箋』云善、大也。『着頤篇』工也。佳也。篆文爲善字。在言部。『聲類』或爲善字。在口部。」とある。つまり、「工」と「巧」は字義としてどちらも存在するゆえ、両者の正誤を判断することはできない。よって今は改変しない。

<sup>10</sup> ただし『唐写本説文解字木部箋異』にて莫友芝氏が模写した「𢃏」字の懸針篆は、「月」旁の横二画を湾曲させていない。

<sup>11</sup> 大徐本・「嘆」項「从口、歎省声。」「歎」項「从欠、鶴省声。」「鶴」項「从鳥董声。」故に「莫」は「董(墓)」に等しい。このことは表の小篆の「漢」字に見るように、夢英『千字文』は「莫」に従い、李陽冰『千字文』は「墓」に従っていることからも確認できる。

<追記>

本研究は JSPS 科研費 25770165 の助成を受けたものです。

